

# 木地屋の民俗文化財

## 1. ゴキブリの由来

このごろは住居の洋風化とともに、台所もキッチンと呼んで新しがったりしていますが、それでもその片隅でゴキブリは、昔ながらにその繁殖力を弱めようとしていません。TVでも、ゴキブリホイホイといったちょっとユーモラスな殺虫剤のCMが、目につくのがその証拠です。けれども、どうしてあの虫がそんな名前と呼ばれたのか、知っている人は、案外と少ないのではないのでしょうか。

ところが、近い和歌山県などには、この虫をゴキカブリ（御器嚙）・ワンカブリ（碗嚙）と呼んでいる所があるのです。するとあとの場合はさておいて、ゴキブリはどうやらゴキカブリの縮まった言葉ではなかったかと思われれます。

碗はいうまでもなくめいめいの、食物を盛

る深みのある器のことでありますが、これを古くはマリともいい、碗・碗と記した字があるのは、材質が土か、釜か、木で作られているかによって区別したためです。その用いられ方にもなにかと歴史の移ろいがありますが、のちには蓋付きの木の碗を、合器ともいうようになりました。蓋と身とが一緒に、セットされていたからです。常の日に使う碗などは、ほとんど蓋付きではなかったのですが、いつかその方にもすり替わり、それもゴウキを訛って碗一般をゴキと呼ぶようになったのです。そして、御器とか五器の字を当てるようになったのは、晴の日に並べたてられた碗器から受けた、強烈ともいえる聖なる印象を伝承していたのかも知れません。

木の碗は、今でこそわたくしたちの食生活からは縁遠くなりましたが、瀬戸物の普及す



木地屋のしごと（『斐太後風土記』より）



合器

る以前は、かなり長い間身近かな食具であったのです。ですから瀬戸物が出現すると、それをイシゴキなどと呼び、石へんの碗の字さえ新たに加えられるようになりました。

それはともかく以前の台所の流し場は、一段と薄暗く不潔でした。そこで夜のしじまにあの油虫が這い出して、洗桶のなかの雑炊の臭いなどの染み込んだ椀器を舐めずりまわしたので、椀嚙・御器嚙と呼ばれるようになったのがゴキブリの名の由来です。

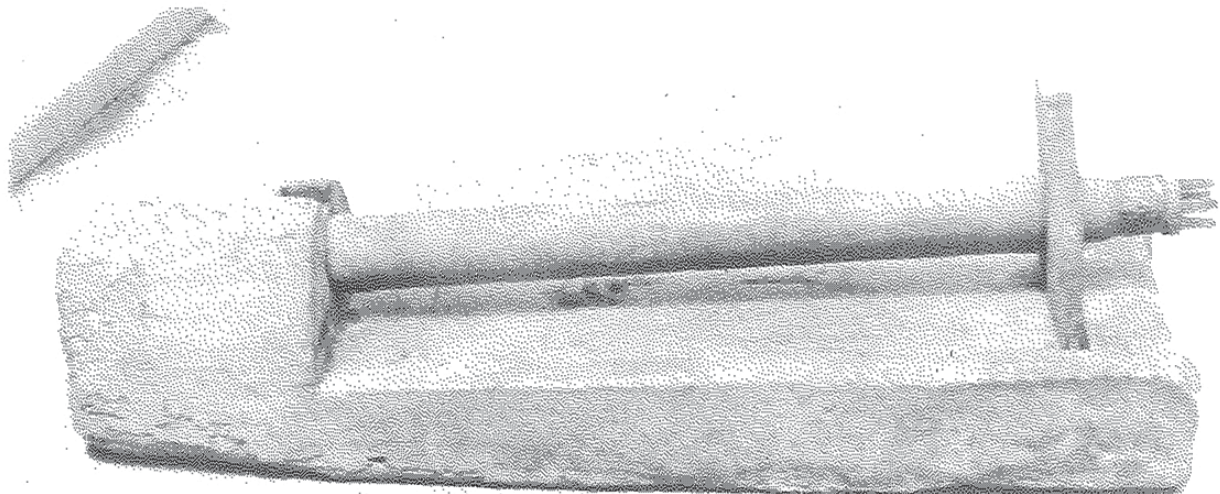
こうした話はなにもゴキブリだけでなく、池の上をくるくる回る水澄に、所によってゴキアライ（御器洗）の名があって、やはり前代の庶民の食具を中心とした生活史の、一側面と深い関わりを持っていたのです。そして、その御器（椀）を挽き作ってきた工人が、

木地屋（木地師）という人たちでありました。

## 2. 轆轤という地名

湖西の朽木谷に木地山（高島郡朽木村）という小さな集落がありますが、昔、木地屋が開いた村でありました。安曇川の支流麻生川の水源地に近い奥山で、西の背向に根来峠があり、そこを越えると若狭（福井県）でした。この木地山に「朽木東小学校ろくろ分校」がありました。ご多分に洩れない過疎のため、入学する子どもがいなくなり、つい最近廃校になりました。そのめずらしい「ろくろ」と書かれた校名は、木地山が、昔、轆轤村とも呼ばれたからでした。区有文書に元亀3年、（1572）の「轆轤山見立帳」があることや、元禄ごろの「大岩日記」という記録によりますと、天正4年（1576）ここに21軒の戸主の名前を記していて、中世の末にすでに木地屋が移り住んでいたことが確かです。

ところで、村の古名の轆轤とは、木地屋が椀などを挽き作るのに使った工具のことでありました。『斐太後風土記』という地誌に、その椀作りの工程を描いた挿絵があり、「木地師山中にて、木を伐倒し椀形をおこす」・「木地師の娘、山小屋にて昼夜手斧もて椀形を籠取す」・「木地師山小屋にて、妻に轆轤をひかせて椀椀を製る。」・「椀椀の荷緒結堅めて、椀小屋より村里へ負出る」との添え書もあるので、彼らのしごとのあらまは、そ



木地山に残っていた轆轤（朽木公民館収蔵）

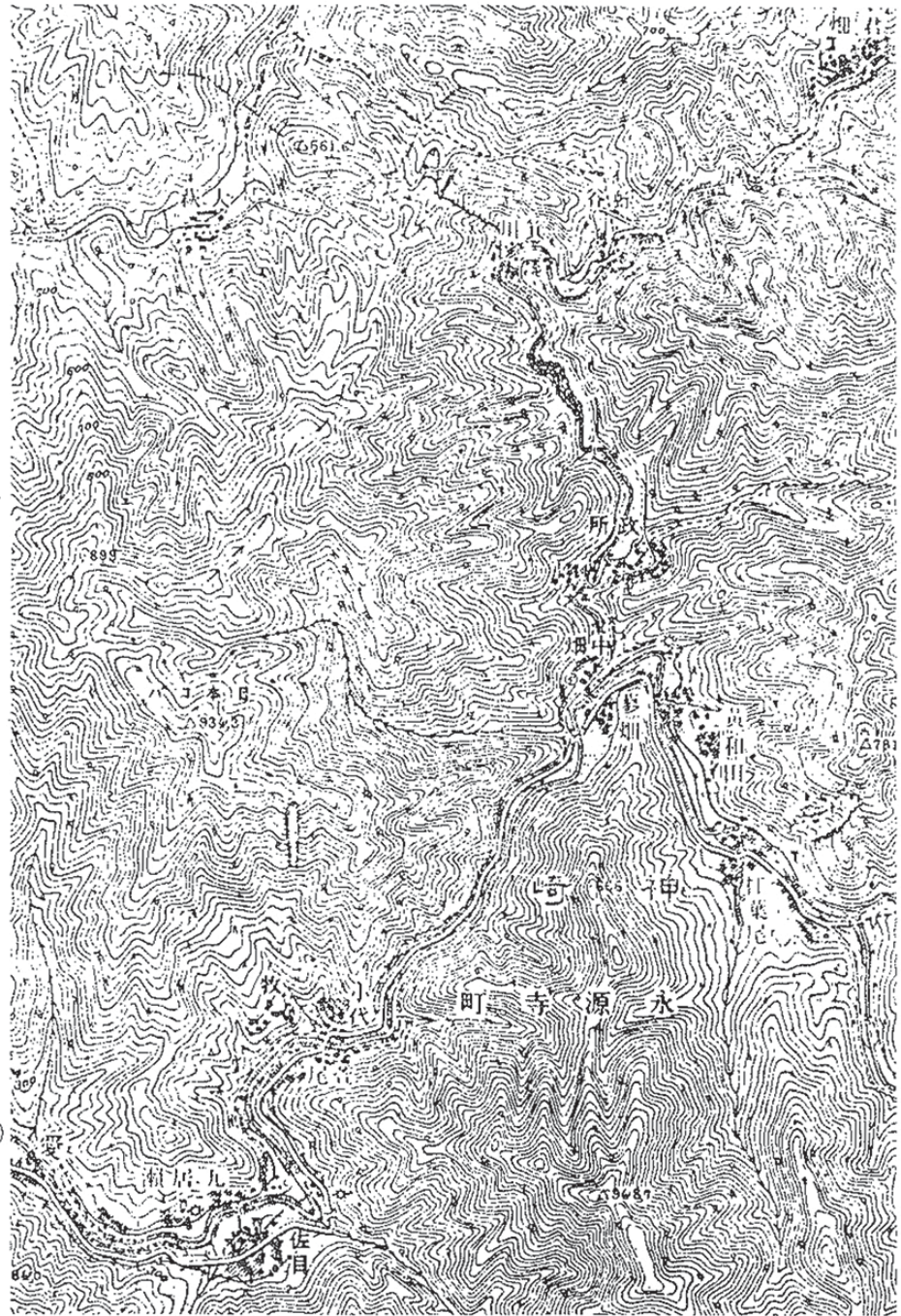
の絵（P.1）に譲って説明を略します。木地山の木地屋のしごとというものも、これと全く変らないものだったのです。

安曇川は花折断層に沿った溪流ですが、この断層付近の谷間には、ずいぶん轆轤に関連した地名があるのです。それを北の方からみていきますと、今津町大字天増川旧狭山地区に宇轆轤、同町大字角川の山の中に宇轆轤（以上高島郡）、葛川坊村町の川向いに宇轆轤師平、旧伊香立地区途中町花折峠南麓に通称ろくろ谷（以上大津市）などがありました。また、この谷筋からはそれますが、さきの木地山とは尾根続きで、京都大学声生演習林のある若狭側の谷間（福井県遠敷郡名田庄村）にも、地図からいくつかのロクロ谷の名が拾い出されます。

中世以来、木地屋の多くは自分の土地を持たなかったもので、椀などを挽き作る原木のある山がなくなると、つぎつぎとその山を替え、漂泊の旅を続けたのです。『新編会津風土記』には、そうしたくらしの有様を、彼らが飛とっていたと書き残しています。ここに拾ってみた轆轤の関連地名というものも、実はそうした彼らの旅の軌跡なのでした。

### 3. 木地屋の根源地

湖東の小椋谷（神崎郡永源寺町）は、愛知川の遙かな水上にある鈴鹿山系の山懐の秘境



小椋谷（滋賀県神崎郡永源寺町）

といえるところです。そこに、こんな話が伝えられていました。

9世紀の平安朝の中ごろに、惟喬親王という方がおいでになりました。人皇55代文徳天皇の第1皇子として生れ、当然皇太子にお就きになる筈でしたが、第4皇子（後の56代清和天皇）と互いにその位を争って、ついに敗れてしまわれたのです。この時代はこうしたことも世の常で、それぞれの母方の貴族による王権をめぐる醜い葛藤の結果です。そこ

で悲運のこの皇子は世を捨てて、いつかこの小椋谷におしのびになりました。こんな話の筋道は、よく似たものが他にもあり、類型的な貴種流離譚（王族貴族のさすらいものがたり）といわれます。

それはともかく、親王はこの深山のさびしい筒井峠に来て、御殿を構えてお過しになりました。そして、ある日お読みになっていた法華経の経巻の巻軸から、ふと思いつかれたのが、轆轤の発明だったのです。早速、その技術を付近の貧しい柚人に教え、生業として椀作りを奨められたのが、わが国の木地挽きの始まりだということです。土地の君ヶ畑・蛭谷という集落で「御縁起」と呼ばれた巻物に、このことが書き記されているのです。

その蛭谷方にこれはまた、承平5年（935）に61代朱雀天皇から、元龜3年（1572）には106代正親町天皇から、木地職についての特権免許の綸旨の下賜があり、さらに天正11年（1583）には織田信長から、同18年（1590）には豊臣秀吉から、追認の免許状を得ています。今は紛失したといいますが、君ヶ畑方にも延文2年（1357）という足利尊氏からの免

許状があったのです。これらを村の人々は御墨付（おぼくづき）といって大切にし、すべて惟喬親王のお蔭（かげ）だと考えて、親王を職の祖神にお祀りしています。君ヶ畑の大皇神社（旧大皇大明神）、蛭谷の筒井神社（旧筒井八幡宮）がそれですが、それぞれに昔は別当寺があって、金龍寺・帰雲庵といました。そして、前者を高松御所、後者を筒井公文所と呼んで、ここを日本の木地屋の根元地、つまり、発生地と信じて疑わなかったのです。

しかし、轆轤の技術というものは、奈良県唐古遺跡出土の木製高環（たかたま）にみられるように、轆轤鉋（りくご）の鉋目ののこった遺物のあることで、すでに弥生時代に渡来していた古い文化でありました。したがって史実とここの伝承とは、また、ちがった見方で考えなければなりません。

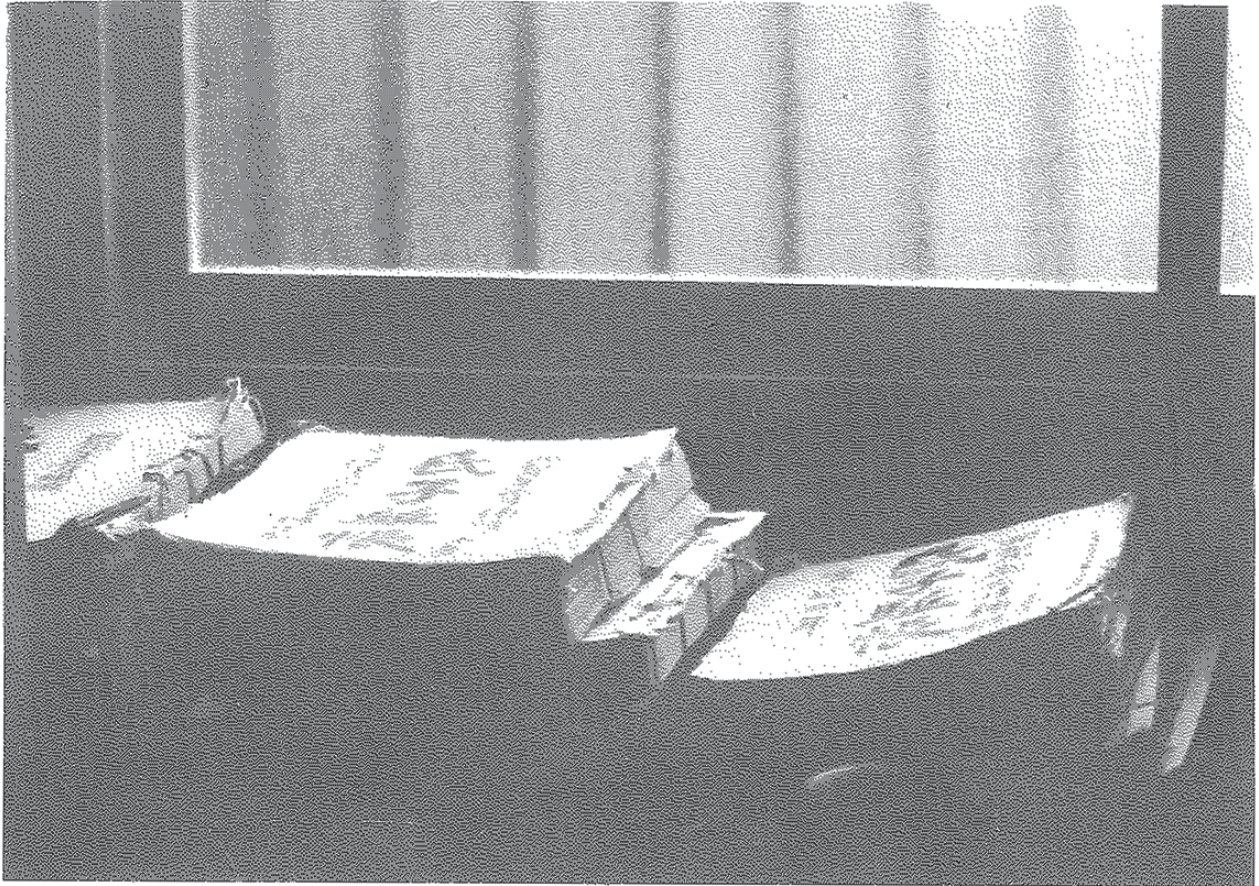
#### 4. 比類のない民俗文化財

木地屋というならば職人の一種です。しかし、中世という時代には、農民以外の非農民の人々は、土地に定住することがなく、身につけた技芸によって食を求め、諸方に漂泊するのが常でした。木地屋の飛（ひ）がそうでした。

彼等は諸職諸道（しよしよくしよどう）とか、道々外生人（みちがはせいじん）とも呼ばれ、素性のよく分らない者として、いくらか卑しめられる風さえありました。けれども木地屋にみるように、室町時代の末ごろから、貴種との結び付きを巧みに由緒に説き、世間に一段とその身分を尊大にPRする仲間さえありました。座という同業者を互いに守る一種の商策であったのです。初めのころの近江商人の蒲生郡得珠保（とくじゅほ）（現八日市市）が、保安2年（1121）の白



地方に流布した木地屋文書（秋田県雄勝郡稲川町某家蔵）



蛭谷氏子狩帳（筒井神社宝蔵庫収蔵）



君ヶ畑氏子狩帳（金龍寺収蔵庫収蔵）

氏子狩年表

年代	西暦	主要事項	備考
文明年間	一四九〇～	北畑(大君ヶ畑)、南畑(広義の君ヶ畑)の葛藤つづく	「檜原軍物語」に奥州岩代に木地屋のうごきしことを記す
明応・文亀・永正年間	一四六〇～一五三〇	六ヶ畑(君ヶ畑・蛭谷・箕川・政所・黄和田・九居瀬)に内紛つづく	すべて山論が主因、この結果箕川以下が脱落し、君ヶ畑、蛭谷二所の対立のみ木地屋根元として存続する
天正14年	一五六	高島郡麻生山に蛭谷より氏子狩を開始す(大岩助左エ門日記)	筒井八幡宮文書には、さらにさかのぼって天文、永禄年間に氏子狩をはじめしことを記すが、この頃よりようやく木地屋の諸国へ移住が活発となったものと考えられる
寛永10年	一六三三	君ヶ畑の神主小椋信濃秘かに文書什宝を蛭谷に譲りて失踪	氏子狩が蛭谷の大岩助左エ門画策によって制度として確立したことを示す
正保4年	一六四七	蛭谷氏子狩帳第一号調整さる	
慶安2年	一六四九	筒井八幡宮に常神主をおく	
元禄7年	一六九四	君ヶ畑氏子狩帳第一号調整さる	この頃より全国の木地屋、君ヶ畑、蛭谷両派に分れて混乱、白川、吉田二神道の関与を受けるに至る
明和4年	一七六七	両村紛争妥結	大皇大明神(君ヶ畑)は木地祖神、筒井八幡宮(蛭谷)はロクク師鎮守と定める
文化4年	一八〇七	三河津具村における両派の激突事件起り寺社奉行より裁決下る	この後数年間、大皇大明神、筒井八幡宮両社務にて氏子狩を行う
文政8年	一八三五	両村和融の書をと리카わす	このころよりかえって対立内攻的となる
明治元年	一八六八	明治の変革にともない木地屋の戸籍問題起る	結局現地に送籍定着せしむ
明治15年	一八八二	惟喬親王千年忌を執行する	全国より木地屋小椋谷に螺集すといふ、ただしこれが木地屋社会崩壊寸前の残光ともいふべき結果となった
明治16年	一八八三	君ヶ畑、蛭谷ともこの年をもって氏子狩終焉	蛭谷に第三十一号簿冊の記録を存す、君ヶ畑には記録なし

河院院宣を触れまわし、坂田郡平方庄(現長浜市)が、同年やはり山門の諸商売八座の補任状を見せびらかし、諸国を行商して歩いたのも、みんな手口は同じです。

君ヶ畑・蛭谷の御墨付が、偽の文書であることは、すでに学者が考証しています。けれども、かつての木地屋仲間はいまでもなく、世間もそれを広く信じて容易く疑わずにいた時代があったので、これもまた歴史のなかの事実です。

こうして、君ヶ畑や蛭谷は、近世になると、すっかり全国の木地屋を座の形で支配してしまうのです。その制度を氏子狩(駆)とよみました。先ず蛭谷側が始め、君ヶ畑側がそれに倣うことになったのですが、西木地・東木地と張り合って、全国を二分するようにエスカレートして競り合いました。

氏子狩という意味は、木地屋はすべて根地の、職の祖神を祀ったお社の氏子だとする考えで、諸国に散らばっているその氏子を、

巡回点検して歩くことが狩でした。実際には、各地の木地屋の資格をたしかめて、きめられた徴収金を受け取り、その代りにさきに述べた御墨付の写しとか、木地職を証明する鑑札や、宗旨手形、往來手形といったものを与えたのです。よく知られた木地屋文書というものです。

ところで、蛭谷には正保4年(1647)から32簿冊、君ヶ畑には元禄7年(1694)から51簿冊の、その巡回の時の記録が残されていて、「蛭谷氏子狩帳」「君ヶ畑氏子狩帳」と呼ばれています。中世の職人集団の生きざまを知る上で、これほど全国的にみて比類のない、民俗文化財はないのです。蛭谷側の伝承では、惟喬親王薨去は元慶3年(879)で、昭和53年(1978)の今年がちょうどその千百年祭に当たるというのも何かの因縁です。改めてその埋もれた価値の認識と、一層適切な保存と顕彰が、強く望まれてなりません。

(橋本鉄男氏提供)